

紙

7. 1. 9
3403

勞務第四四之三號

昭和六年十二月二十二日



警視總監 長 延 連

内務大臣 中橋徳五郎殿
社會局長 官 殿

森村印刷所勞働爭議ニ関スル件

發生ニレテ解決
使用勞働者ニレ
爭議参加者ニレ
關係勞働組合

要旨

- (1) 十一月七日労働賃金見、結果十一月分、給料支拂日ヲ十二月ト決定セルニ當リ
- (2) 主カ支拂ノ遅サハ依リ支拂ノ請求ヲ為シタリ
- (3) 十一月十六日從業員側、於テハ罷業ヲ次行工場内活字ヲ賣却セリ
- (4) 工場主側、於テハ十六日工場ヲ釘付シ閉鎖シ發表セリ

標記工場ニ於テハ賃銀不拂ニ基因シ爭議發生セルカ狀況左記、
通

記

之十月二十九日「全勞働者諸君」及十一月五日「所
内」皆々々へ「ナル」宣伝印刷物ヲ配布セリ
3. 目下工場主ノ行衛捜中

(一) 事業主側

事業主井波ハ金策ニ奔走中ナリシヲ其ノ請達成ラ十一月
四日明渡ノ執行ヲ受ケタルヲ以テ姿ヲ晦シ行衛不明ニシテ
從業員トノ折衝等ニハ工場主側辯護士淺草區新谷所一
松岡友一之レニ當レリ
右及申(通)報候也